

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規則	
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
◇ 公告	
○ 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】	4
○ 特定調達契約の落札者の決定【総務局総務部総務課】	5
○ 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】	6
○ 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター】	9
◇ 訓令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】	12
◇ 訂正	
○ 第4775号の訂正【上下水道局総務経営部総務課】	13

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

市民文化スポーツ局市民総務部特別定額給付金室を廃止することにしました

。

この規則は、令和2年12月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 7 1 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条市民文化スポーツ局市民総務部特別定額給付金室の項を削る。

第 3 条市民文化スポーツ局市民総務部特別定額給付金室の項を削る。

第 5 条第 3 項中「、係を置かない室」を削る。

第 7 条中「、特別定額給付金室長」を削る。

第 8 条第 3 項中「特別定額給付金室長、」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（北九州市会計規則の一部改正）

2 北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

総務区政課	総務区政課長
特別定額給付金室	特別定額給付金室長

を

「

総務区政課	総務区政課長
-------	--------

に

改める。

北九州市公告第791号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

令和2年11月30日 第2号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区菅原町2番2	4.00	21.28

北九州市公告第793号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務局総務部総務課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月11日
- 4 落札者の名称及び住所
オリックス自動車株式会社北九州支店
北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号
- 5 落札金額
6,519万7,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年10月2日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第794号

一般競争入札により、博物館情報システム機器等の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 業務名及び数量 博物館情報システム機器等の借入れ及び保守業務一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 履行場所 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号
北九州市立自然史・歴史博物館
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号
北九州市市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課
 - イ 期間 この公告の日から令和2年12月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 実施しない。

(4) 競争参加申出書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年12月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限

第1号アの場所に書留郵便により、令和2年12月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号
北九州市立自然史・歴史博物館1階会議室

イ 日時 令和2年12月22日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課

〒805-0071 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号
電話 093-681-1011

北九州市公告第795号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 件名 北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
総合保健福祉センター5階
北九州市保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター
 - イ 期間 この公告の日から令和2年12月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年12月16日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年12月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
総合保健福祉センター6階 61会議室

イ 日時 令和2年12月22日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
総合保健福祉センター5階
電話 093-522-8765

北九州市訓令第16号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年11月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の課長の欄中 「債権管理室次長
特別定額給付金室長」 を「債権管理室次長」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

正誤表

年	令和2年	
号	第4775号	
頁	15	
訂正箇所	表中	
正	許可	電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	指数	令和元・2年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「電気」の「総合評定値(P)」が1,300点以上であること。
	所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所(注3)、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。
誤	許可	電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所(注3)、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。